

国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機の管理及び利用に関する 規程

30 規程第 4 号

平成 30 年 7 月 18 日

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の管理及び利用について必要な組織、事項等を定めることにより、研究所の業務の効率的かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「共用高性能計算機」とは、第 4 条に規定する共用高性能計算機運営ボードが管理運営するスーパーコンピュータシステムをいう。

2 この規程において、「共用高性能計算機室」とは、共用高性能計算機を置く施設をいう。

(共用高性能計算機管理者)

第 3 条 研究所に共用高性能計算機管理者（以下「管理者」という。）を置き、情報・人間工学領域長をもって充てる。

2 管理者は、共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の運営に関する次に掲げる業務を統括する。

- 一 共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の管理運営に関すること。
- 二 共用高性能計算機の利用の申請、許可、取消等に関すること。

(共用高性能計算機運営ボード)

第 4 条 共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の管理運営について審議し、管理者に報告を行うため、研究所に共用高性能計算機運営ボード（以下「運営ボード」という。）を置く。

2 運営ボードの任務、組織、運営等について必要な事項は、要領で定める。

(共用高性能計算機の管理及び利用)

第 5 条 共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の管理及び利用に関して必要な事項は、要領で定める。

2 前項の要領のほか、共用高性能計算機を研究所以外の者に利用させる場合の約款を定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。